

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

さつま町長

## 公表日

令和5年6月29日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①各種申請書や届出書の受理及び確認 ②被保険者証の資格確認及び交付
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1, 80, 83の項  (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町保健福祉課 895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 問合せ先電話番号 0996-53-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町保健福祉課 895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 問合せ先電話番号 0996-53-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I-5 ①部署	健康増進課	保健福祉課長	事後	組織再編による
平成29年9月1日	I-5 ②所属長	健康増進課長 四位 良和	保健福祉課長 四位 良和	事後	組織再編による
平成29年9月1日	I-7 請求先	さつま町健康増進課	さつま町保健福祉課	事後	組織再編による
平成29年9月1日	連絡先	さつま町健康増進課	さつま町保健福祉課	事後	組織再編による
平成29年9月1日	II-1 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成29年9月1日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成29年10月3日	I-5 ②所属長	四位 良和	櫻 伸一	事後	人事異動による
平成30年9月1日	I-5 ②所属長の役職名	保健福祉課長 櫻 伸一	保健福祉課長	事後	様式変更に伴う変更
平成30年9月1日	II-1 対象人数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	II-2 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年9月1日時点	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	II-1 対象人数	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	評価の見直しによる変更
令和1年6月29日	II-2 取扱者数	平成30年9月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	評価の見直しによる変更
令和1年6月29日	IV リスク対策		リスク対策の評価を実施	事後	様式の変更に伴う変更
令和2年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」又は「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,97,106の項)	1. 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」又は「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項 (1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,97,106の項)	事後	評価の見直しによる変更
令和2年6月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の見直しによる変更
令和2年6月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	評価の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」又は「医療に関する給付の支給を行っている者」又は「国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行っている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,93,97,106の項)  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)に「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(80,81,82の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1, 80, 83の項  (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の82の項	事後	評価書の見直しによる変更
令和3年6月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる変更
令和3年6月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる変更
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二	1. 番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる変更
令和4年6月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	I-1 ②事務の概要	<p>高齢者の医療に関する法律及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①各種申請書や届出書の受理及び確認 ②被保険者証の資格確認及び交付</p>	<p>高齢者の医療に関する法律及び鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約等の規程に基づき、被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①各種申請書や届出書の受理及び確認 ②被保険者証の資格確認及び交付</p>	事後	評価書の見直しによる変更
令和5年6月29日	II-1 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる変更
令和5年6月29日	II-2 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる変更